

**札幌市こどもの劇場
管理業務仕様書**

(1) 広報業務.....	21
(2) 引継ぎ業務.....	22
(3) その他札幌市こどもの劇場の管理業務に付隨する一切の業務	22
第5 その他.....	22
1 自主事業の実施について.....	22
(1) 一般的事項.....	22
(2) 承認要件.....	23
(3) 自主事業に関する経理.....	23
(4) 承認の取消について	23
(5) 目的外使用許可について	23
2 改修工事・大規模修繕について.....	24
3 映画等の撮影の申し出を受けた場合について.....	24

別紙1 札幌市こどもの劇場管理運営業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧

別紙2

- 1 日常清掃の要求水準
- 2 計画清掃の要求水準
- 3 廃棄物収集処理の要求水準

別紙3

警備業務の標準

- 1 施設内の秩序維持
- 2 開館、閉館及び出入りの管理

別紙4

保守点検業務の標準

- 1 業務の項目
- 2 業務の標準

第1 札幌市こどもの劇場について

1 札幌市こどもの劇場の位置づけと設置目的、目指す成果

札幌市こどもの劇場は、「人形劇、児童劇等の制作及び発表と制作団体の育成を通じて、青少年の情操のかん養を図り、もつてその健全な育成その他の活動に資すること」を目的として設置された。このため、札幌市こどもの劇場の管理運営を通じては、児童文化の拠点施設として、ふさわしい成果をあげることを目指している。

2 札幌市こどもの劇場管理運営上の課題、基本的方向性

札幌市こどもの劇場は、上記1の目的の達成に向け、昭和63年に設置されたが、現状では、下記(1)のとおり管理運営上の課題がある。

このため、指定期間における札幌市こどもの劇場の管理運営は、下記(2)に記載する項目に沿って行うものとする。

(1) 札幌市こどもの劇場管理運営上の課題

- ア 保護者等から、子どもの成長過程における多様な体験機会の拡充が求められている。
- イ 劇団等から育成支援が求められている。

(2) 札幌市こどもの劇場管理運営の基本的方向性

札幌市こどもの劇場は、上記(1)の課題に対応し、その設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- ア 人形劇、マリオネット、紙芝居、腹話術等（以下「人形劇等」という。）及び児童劇の制作及び発表の場に供すること
- イ 人形劇等及び児童劇の制作に必要な知識及び技術の習得等のための指導並びに資料の収集及び提供
- ウ 児童文化の普及及び子どもの健全育成のための公演、講習会、展示会、講座等の開催
- エ その他設置目的達成のために必要な事業

第2 施設の管理業務等に関する基本の方針

札幌市こどもの劇場の管理運営に当たっては、次の基本方針に沿って行うこと。

- (1) 札幌市の公の施設であることを常に念頭におき、市民の福祉の増進に努め、市民の公平な利用に供するよう管理運営を行うこと。
- (2) 第1に挙げた施設の設置目的等に資するよう適切な管理運営を行うこと。
- (3) 札幌市の各種施策との整合性を図りながら施設の管理運営を行うこと。
- (4) サービス水準の維持向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。

監督、指導を行うこと。

- (イ) 受託者に対して札幌市こどもの劇場の業務を行うために必要な従事者の法令遵守状況及び労働環境（賃金、労働時間、各種保険の加入状況、健康診断の実施状況等）に関わる情報提供を求める。ただし、個人情報保護の観点等から情報の収集が困難な場合は、その状況、経緯等について札幌市に報告を行い必要な指示を仰ぐこと。

ウ 協定に関連する契約の相手方からの暴力団員又は暴力団関係事業者の排除

暴力団員または暴力団関係事業者を協定に関連する契約の相手方としないために、必要な対応を行う。

◇要求水準

- (ア) 第3-2-(8)-イに定める対応を行うこと。

(7) 札幌市及び関係機関との連絡調整等

ア 札幌市等との連絡調整

札幌市、指定管理者、利用者団体等で構成する札幌市こどもの劇場運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。協議会においては、管理業務等の状況の報告、管理運営水準の維持向上に向けた協議を行う。

◇要求水準

- (ア) 協議会は指定管理者の主催により指定期間中6カ月に1回程度開催すること。
(イ) 協議会の運営は指定管理者が行うこと。また、協議会では以下の項目について協議等を行うこと。

〈協議等の項目〉

- ・本業務の報告と札幌市こどもの劇場の管理運営上の問題点や改善に関する事項
 - ・施設の管理運営に係る各種規程、要綱、マニュアル等を新たに作成する場合の概略
 - ・本仕様書において協議会での協議を必要とする旨が記載されている項目
 - ・その他、札幌市こどもの劇場の市民サービスや管理水準の維持向上に向けた取組
- (ウ) 協議会の内容は記録するとともにその要旨を札幌市に確認すること。また、必要に応じてその要旨を施設内に掲示すること。

イ 関係機関との連絡調整

本業務の遂行に当たり、利用者団体、地元自治会、その他関連する団体、組織、機関等との良好な関係を維持するとともに、必要に応じ連絡調整を行う。

◇要求水準

- (ア) 指定期間開始後2週間以内に、本業務の円滑な遂行に関して必要となる関係機関等の一覧表を作成し、当該内容について札幌市に確認すること。
(イ) 確認後、必要な関係機関等との関係の構築を速やかに行うとともに、連絡調整を適宜行うこと。

ウ 指定管理者の表示

指定管理者が行政庁としての行為を行う場合には、指定管理者であることを明らかにする。

◇要求水準

本業務を行うに当たり、使用承認、承認取消その他の行政庁として行う行為(本来、行政庁でなければ行うことができない行為)を行う場合において、団体名を表示する必要があるときには、「札幌市こどもの劇場指定管理者 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会」と表示すること。

(8) 財務

ア 資金管理

札幌市こどもの劇場の安定的かつ効率的な管理運営を確保するため、本業務に関する資金(協定書に定める管理費用、利用料金、その他の収入。以下「管理費用等」という。)及び本業務とは別に指定管理者が札幌市の承認を得て施設において実施する事業等(以下「自主事業等」という。)に関する資金を適切に管理する。

◇要求水準

- (ア) 本業務を行うに当たっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に区分し、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備すること。
- (イ) 本業務に係る経費の収支については、指定管理者が別に定める財務規定等に則り、現金等の管理を含め適切かつ厳格に管理を行うとともに、独立した帳簿により管理すること。
- (ウ) 管理費用等の適切な管理を第三者による監査などの客観的な方法で点検・確認すること。
- (エ) 自主事業等の経費の管理については、第5-1-(3)に従うこと。

イ 現金等の適正な取扱

利用料金収入等の現金等が不適切に取り扱われることの無いよう、現金等の取扱に関する規定(以下「現金等取扱規定」という。)を整備し、運用する。

◇要求水準

- (ア) 現金等取扱規定には、以下の項目に関する規定を含むこと。
なお、複数の規定類により各項目について規定していても差し支えない。
 - ・現金の取扱に関する管理体制
 - ・現金の取扱事務の運用手続
 - ・現金の保管方法
 - ・銀行口座の管理方法
 - ・金券類の管理等の適切な取扱
 - ・以上の現金等の取扱に付随する帳票、経理書類の様式
- (イ) 現金等取扱規定においては、現金等の取扱に関し事故、不祥事を未然に防ぐ仕組みを構築し、運用すること。
- (ウ) 現金等の取扱に関して、事故、不祥事が発生した場合には、当該事実を確認した日時、事実の概要を記録するとともに、当該事実等について即時に札幌市に報告すること。

(9) 苦情対応

施設の管理に関する利用者その他の市民からの要望、苦情等(以下「苦情等」という。)に迅速かつ適切に対応し、その結果を札幌市に報告する。

なお、札幌市（子ども未来局）においては、「子ども未来局意見箱の設置及び声の公開に関する要領」(平成19年3月16日子ども未来局長決裁)を定めていることから、意見箱の設置・運用に関しても、同要領に基づき適切に対応すること。

◇要求水準

- (ア) 苦情等への対応手続を文書により整備すること。また、職員が、当該手続の内容を十分に理解していること。
- (イ) 苦情等を受け付ける担当部署を明確化し、利用者、その他必要な者に対して十分に周知していること。なお、利用者等からの申し出があった場合には、当該担当部署とは異なる部署においても苦情等は受け付けること。
- (ウ) 苦情等を受け付けた場合は、その内容に応じて必要な対応を行うこと。
 - a 指定管理者のみで対応が可能なものについては、適切な対応を行った上で、月ごとに、まとめて札幌市に報告すること。
 - b 指定管理者のみでは対応が難しいもの、札幌市の判断を要するものについては、速やかに札幌市に相談し、その指示に従うこと。
- (エ) 市政に関し、指定管理者の業務には全く関わりの無い苦情等があった場合には、速やかに札幌市に報告すること。
- (オ) なお、札幌市は、札幌市になされた苦情等の対応上必要と認めるときは、指定管理者に対し報告を求め、現地を調査し、又は必要な指示を行う。

(10) 記録・モニタリング・報告・評価

ア 記録

指定管理者は、本業務の実施に関する記録・帳簿等を整備、保管し、指定期間の満了時や指定の取消時には、札幌市または次期指定管理者に速やかに引き継ぐ。

◇要求水準

以下の帳簿等を常に整備し、これらを5年間保管すること。ただし、5年が経過する前に、指定期間が満了しましたは指定が取消された場合は、札幌市の指示に従い、札幌市または次期指定管理者に速やかに引き継ぐこと。

- ・事業日誌
- ・管理業務に関する諸規定
- ・文書管理簿
- ・各年度の事業計画書及び事業報告書
- ・収支予算及び収支決算に関する書類
- ・金銭の出納に関する帳簿
- ・物品の受払に関する帳簿(別表に記載する備品及びその他の備品で指定管理者が調達したものについてそれぞれ明示し、その受払について記載したもの)
- ・以上のほか、別紙1に示す本仕様書に規定する業務に関する記録書類、及び札幌市が必要と認める書類

- ・風、降雪等による倒木が発生しないこと。
- ・植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じないこと。
- ・下草の草丈は概ね15cm以内に留めること。
- ・落ち葉は、近隣に飛散しないこと。
- ・敷地内の側溝、排水枠等が落ち葉、ゴミ等で詰まらないこと。
- ・薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によること。
- ・作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷が無いこと。

(3) 防災業務

地震、火災、土砂、風水害等の災害(以下「災害等」という。)及び事故による傷病等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、札幌市と協議の上、防災計画を定めるとともに、日ごろから訓練を行い、利用者、職員等の安全確保を図る。

防災計画の策定及び、訓練の実施については、施設の立地条件(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等)を踏まえ、地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとすること。

なお、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、災害等が発生した場合には、事実上避難者が集まることがある。その際は、施設の安全を確認した上で一時的に避難者を収容するとともに、区災害対策本部に連絡し指示を受けること。また、事後的に、指定避難所として指定され、避難所運営の支援など通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることから、避難者の安全管理等の運営の対応については、「札幌市避難所運営マニュアル」にて、確認すること。

◇要求水準

- (ア) 災害等の緊急事態が発生した場合には、防災計画に基づき、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応を取るとともに、発生の状況、その他必要な事項について、直ちに札幌市に報告すること。
- (イ) 防災計画には、以下の内容を含むこと。
 - ・防災業務の実施方針
 - ・災害等が発生した場合の統括対応部署とその役割。他の部署の役割分担と連絡系統
 - ・災害等による被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及びその他の日常からの対策
 - ・札幌市こどもの劇場における事故による傷病等の想定項目
 - ・事故による傷病等を未然に防ぐための方策
 - ・万一事故、災害等が発生した場合の対応方法(医療機関その他関係機関との連携を含む)
 - ・休館日の災害等への対応体制
- (ウ) 防災業務の実施にあたっては、次の内容に留意すること。
 - ・札幌市こどもの劇場利用者の安全を最優先で確保すること。
 - ・職員の安全、近隣住民への対応や関係機関との連携協力に十分に配慮すること。
 - ・開館中に災害等が発生した場合に、職員が必要な初動対応及び連絡等を行える状況を維持すること。

- ・開館中を除く時間帯に災害等が発生した場合に、必要な連絡体制及び損害、被害の確認を行う体制を確立していること。
- (イ) 利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制や職員による応急救護体制を確立していること。
- (オ) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定される防火管理者ないし防災管理者の選任、消防計画の策定及びその実施を通じて、消防法及び関係法令に規定される防火管理又は防災管理を徹底すること。
- (カ) A E D （自動体外式除細動器）を設置し、日常の点検とパット、バッテリー等の消耗品を含め、必要な更新を行うこと。また、緊急時には迅速に対応できるよう、日頃から点検、操作訓練等を行うこと。なお、現在施設内に設置している A E D については、保証期間が終了していない場合に限り継続して使用することができるものとする。

3 事業の計画及び実施に関する業務

札幌市こどもの劇場の設置目的を達成するための事業を企画・立案し、実施する。各事業の具体的な内容は、次のとおりとする。

(1) 児童文化の普及及び子どもの健全育成のための公演・展示会・講座等の開催に関する業務

札幌市こどもの劇場の設置目的の実現に向け、公演、展示会、講座等を開催すること。

◇要求水準

- (ア) 公演、展示会、講座の内容には次を含むこと。
 - (a) 人形劇等及び児童劇の公演の企画・立案及び実施
 - 各劇団、サークルの活動の奨励及び子どものための舞台芸術のイベント等のため、各種公演を企画・実施する。
 - (b) 児童文化の醸成に関わる各種講座の企画・立案及び実施
 - ・人形劇教室等（より高度な人形劇等の創作を目指して制作・操作、演出方法等の講座を実施する。）
 - ・子どものサークルの育成指導に関わる各種講座及び公演の実施
 - ・子どもの健全育成のための日常活動の推進
 - ・展示室の活用方策の企画・立案及び実施
- (イ) 初年度については、講座毎に参加者の満足度が 80% 以上となることを目標とする。なお、2 年度目以降については、札幌市と協議のうえ設定した目標値以上の満足度となること。
- (ウ) 受講料等の設定に当たっては、参加しやすい金額とするよう配慮すること。

(2) 子どもに関わる舞台活動の拡充に関する情報の収集・調査研究・立案及び提供に関する業務

札幌市こどもの劇場の設置目的の実現に向け、第 1 に挙げた札幌市こどもの劇場の課題を考慮のうえ、子どもに関わる舞台活動の拡充に関する情報の収集・調査研究・立案及び提供（以下「情報収集等」という。）の計画を策定するとともに、当該計画に基

づき情報を収集し、広く市民に提供する。なお、この業務は(3)及び5-(1)(広報業務)の内容に重複しない範囲で行うこと。

◇要求水準

情報収集等の計画は、以下の内容を含むものとする。

- (ア) 子どもに関わる舞台活動の拡充方策の調査研究及び立案
 - (a) 子どもに関わる舞台活動関連団体とその活動調査
 - (b) 子どもに関わる舞台活動及び児童文化関連事業の調査
 - (c) 新規事業の企画・立案
- (イ) 上記と関連して子どもサークル活動等健全育成事業の調査研究及び立案（子どもたちのためのサークル活動等の企画・立案）
- (ウ) 施設利用者のサークル化等活動方策の調査研究及び立案
 - (a) 利用者のニーズの調査
 - (b) 運営会議の実施
 - (c) サークル会議の実施
- (エ) 関係団体等の把握及び連携協力体制の確立
 - (a) 関係団体との連絡調整
 - (b) 関係施設との連絡調整
- (オ) 札幌市子どもの劇場の課題に基づき、収集する必要のある情報の分野及び標準
 - (カ) 特に重点的に取り組む情報収集分野と収集方法
 - (キ) 収集する内容からは除外すべき情報
 - (ク) 情報提供の方法（札幌市子どもの劇場の設置目的、課題を踏まえた主たる対象者、地域、媒体）とスケジュール
 - (ケ) 情報の整理、保管の方法
 - (コ) 個人情報の保護に関する法律、その他関係法令に基づく情報取扱の際の留意事項

(3) 劇団育成支援に関する業務

札幌市子どもの劇場の設置目的の実現に向け、施設を利用している人形劇団及び児童劇団等に対し、情報提供、交流の促進により、劇団の育成と支援を行う。

また、運営基盤が脆弱な劇団に対し、使用料負担緩和等、必要な支援を行うこととし、劇団育成支援事業を計画・実施する。

また、公演開催及び事業に関する市民ボランティアを養成、登録、支援する。

◇要求水準

- (ア) 活動のPRを希望する団体の情報が、人形劇団及び児童劇団等の活動に興味や関心のある利用者や、活動劇団に入会を希望する利用者が入手できること。
 - ・情報の提供方法例：チラシ・パンフレットコーナーの設置、団体案内・相談デスクの設置
- (イ) 施設を利用している人形劇団及び児童劇団等に対して、「人形劇等及び児童劇」に関する情報を少なくとも年2回定期的に提供すること。なお、提供する情報

は、情報提供を受ける人形劇団及び児童劇団等の希望を反映したものとすること。

- (ウ) 施設を利用している各劇団が、札幌市こどもの劇場を通じて交流する機会を、少なくとも年4回設けること。
- (エ) 施設を利用している各劇団による自主的な交流企画事業が、札幌市こどもの劇場において少なくとも年1回行われること。
- (オ) 公演開催及び事業に関する市民ボランティアの新規登録者が、初年度には令和3度実績値と同数以上あること。また、指定期間2年度目以降は当該割合が札幌市と協議のうえ設定した目標値以上となること。
- (4) **人形劇等及び児童劇の制作に必要な知識及び技術の習得等に関する指導・助言・相談業務**
次のとおり人形劇等及び児童劇の制作に必要な知識及び技術の習得等に関する指導・助言・相談業務を行うこと。
・使用者の劇の仕込み・準備等についての指導・助言
・人形劇等の制作についての指導・助言
・人形劇等に対する相談全般
・関係サークル等の指導・助言及び育成・相談
- ◇要求水準**
- (ア) 相談を希望する市民（以下「相談者」という。）が気兼ねなく相談できる環境とすること。なお、この場合相談の申込時を含めて相談者のプライバシーに十分に配慮すること。
- (イ) 指導・助言・相談業務に対する満足度を測定し、当該満足度が、指定期間2年度目以降は札幌市と協議のうえ設定した目標値以上となること。
- (5) **その他札幌市こどもの劇場の設置目的達成に資する業務**
指定管理者の提案に基づく、他の業務

4 施設の利用等に関する業務

施設の使用申込の受付、使用の承認等、利用料金の収受、その他施設の使用承認等に関する業務を行うとともに、利用の促進、利用率の向上に向けた取組を行う。

- (1) **受付カウンター業務**
札幌市こどもの劇場受付カウンターにおいて、施設利用についての案内、施設利用及び物品貸与の申し込み受付、利用前後の鍵の受け渡し、苦情や問い合わせへの一次対応、その他札幌市こどもの劇場来館者への対応業務を行う。なお、施設の使用承認等に関する業務に関しては、(2)のとおり実施すること。
- ◇要求水準**
- (ア) 来館者に受付カウンターであることが容易に理解されるよう必要な表示や案内があること。
- (イ) 親切、明朗、公平に対応するなど、接遇について最大限留意すること。
- (ウ) 来館者の来館目的に沿い、最短経路での案内を行うこと。また、札幌市こどもの

劇場に関する来館者の疑問点に即時に対応すること。

- (イ) 施設利用者（使用承認等の申込者を含む）に対しては、施設の利用方法や利用上の留意点など必要かつ十分な案内が行われること。
- (オ) 来館者が受付カウンターに到着した後は速やかに要件を済ませられるよう配慮すること。
- (カ) 受付カウンターでの対応に対する満足度を測定し、当該満足度が、指定期間2年度目以降は札幌市と協議のうえ設定した目標値以上となること。

(2) 使用承認等に関する業務

札幌市こどもの劇場の利用について、以下の業務等を行う。

- ・条例別表に掲げる施設の使用申込の受付及び使用の承認又は不承認
- ・施設の使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときの当該行為の承認又は不承認
- ・使用承認等の条件の変更、施設の使用の停止の命令又は使用承認等の取消し
- ・利用料金の收受事務
- ・利用料金の減額若しくは免除または還付に関する事務
- ・販売行為等の承認
- ・入館の制限その他施設の秩序維持

◇要求水準

- (ア) 平等利用を確保すること。
- (イ) 使用の承認、不承認は、札幌市こどもの劇場条例、同条例施行規則、札幌市こども劇場管理運営基準に基づき行うこと。
- (ウ) 利用料金等の收受を、第4-1-(8)-イにより整備する現金等取扱規定に基づき適切に行うこと。
- (エ) 施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。（第3-2-(8)-ア参照。）

(3) 利用の促進、利用率の向上に関する取組

札幌市こどもの劇場の利用の促進、利用率の向上に関する取組を実施し、目標とする利用者数（利用率）を確保する。

◇要求水準

施設全体の目標利用者数は、55,000人とすること。また、ホールの目標稼働率は、80%程度とすること。なお、施設を取り巻く状況等により、十分な取組にも関わらず、目標を下回ることが明らかとなった場合には、必要に応じて目標を見直すこととする。

5 管理業務に付随する業務

上記管理業務に付随する業務を行う。

(1) 広報業務

指定管理者は、札幌市と連携しながら、リーフレット、情報誌の作成・配布、ホームページの開設・更新、その他の必要な施設のPRや情報提供を行う。

◇要求水準

(ア) 情報誌は市内で地域的な偏りの無いよう配布すること。

配布方法例：市内の公共施設への設置による配布

(イ) 情報誌には、札幌市こどもの劇場の利用案内や実施事業の案内等を掲載すること。

(ウ) ホームページには、問い合わせ先(電子メールアドレス及び電話番号)を掲載すること。

(エ) 指定管理者がホームページのアクセス件数を把握できる環境とすること。

(オ) ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザビリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン※1」を参考に以下の取組を実施すること。

- ・ ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開
- ・ 日本工業規格 JIS X 8341-3 : 2016※ 3 の適合レベル AA に準拠※ 2 することとし、1年に1回、試験の実施と公開を行うこと。
- ・ 1年に1回「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表※ 1」を公開すること。

(カ) ホームページの作成にあたっては、「札幌市公式ホームページガイドライン」を遵守すること。また、ホームページ全体を常時 SSL 対応すること。

※1 総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html)より入手可能。

※2 「準拠」という。表記は、情報通信アクセス協議会・ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016年3月版 (<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/>)」で定められた表記による。

※3 JIS 規格の改定が行われた場合は、最新の規格に対応すること。

(2) 引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間の満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引継ぎを行う。又、新旧指定管理者は、業務引継の完了を示す書面を取り交わし、その写しを札幌市に提出する。

◇要求水準

(ア) 引継ぎは、札幌市こどもの劇場利用者の利便性を損なわないよう、新指定管理者、本市と協力して行うこと。

(イ) 引継ぎには、別途札幌市との協議により定める内容を含めること。

(3) その他札幌市こどもの劇場の管理業務に付随する一切の業務

第5 その他

1 自主事業の実施について

指定管理者は、上記の業務の範囲外で、札幌市の承認を得た上で、札幌市こどもの劇場を使用して事業を行うことができる。

(1) 一般的な事項

指定管理者が自らの提案に基づき自主事業を実施する場合は、札幌市こどもの劇場の

設置目的を踏まえて計画すること。また、一般の利用を妨げないよう配慮するとともに、市民が利用しやすいような料金を設定すること。

(2) 承認要件

以下の全てに該当すること。

- ア 第1で記載した札幌市こどもの劇場の設置目的等及び第4で記載した要求水準の達成に寄与すること。
- イ 指定管理者の自己資金で実施するものであること。(指定管理費の流用は原則として認めない。ただし、指定管理者の経営努力による利益と認められる分については、個別に判断するので相談すること。)
- ウ 収支見込や事業の運営形態において、第4に示す各業務に支障をもたらさないと認められること。
- エ 事業実施後は指定管理者による施設の原状復帰が可能なこと。
- オ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を指定管理者が負うものであること。
- カ 施設運営上の継続性に影響を与えないこと。
- キ 下記(5)に示す目的外使用許可が必要な場合、当該許可を受けたものであること。
- ※ 施設の管理運営とは関わりの無い指定管理者固有の事業等のPR、関連イベント、その他指定管理者固有の事情によると認められる事業等は承認しない。

(3) 自主事業に関する経理

自主事業の収支については、本業務に係る収支と区分して経理すること。複数の自主事業を行う場合は、さらに、事業毎の経理とすること。

なお、この場合、費用については、本業務にかかる経費と自主事業にかかる経費を明確に区分できるもの（例：自主事業のみに要する備品費等）はそれぞれ当該事業の費用とし、明確に区分できない費用のうち人件費、団体の一般管理費については本業務及び各事業の規模等に応じて適切に配分して経理すること。

ただし、本業務において当然に発生する備品費、修繕費等の費用については、収支報告書において経理方法を注記することを前提として、費用を配分しないこととして差し支えない。

(4) 承認の取消について

自主事業の実施期間中、事業の実際の状況等から承認要件のいずれかを欠くと認められる場合（承認すべきではない事業と認められた場合を含む）には、承認を取消す。

なお、承認の取消により生じた指定管理者又は第三者の損害について札幌市は責任を負わないもので、指定管理者は、自主事業の実施に伴い第三者との取引等を行う場合、当該第三者にその旨を十分説明するとともに、原則として当該第三者が了解したことを書面により確認すること。

(5) 目的外使用許可について

設置目的の範囲を超える自主事業の場合には、札幌市公有財産規則等に基づき、行政財産の目的外使用となることから、札幌市に対し、別途使用許可申請を行う必要がある。

特に、飲食・物販等の事業を行うために必要な施設の設置は行政財産の目的外使用となることから、札幌市に対し、別途使用許可申請を行うとともに、札幌市の定める使用料を支払うこと。

2 改修工事・大規模修繕について

指定管理期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕のため施設の休館を要する場合がある。改修・修繕計画については札幌市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途その都度札幌市より協議を申し入れることとするので、協力すること。

3 映画等の撮影の申し出を受けた場合について

札幌市では、フィルムコミッショング事業等を通じて、映像コンテンツを活用した情報発信及び撮影環境整備を促進している。撮影事業者等から、撮影に施設を利用したい旨の申し出があった場合は、積極的に受け入れるとともに、必要に応じ、施設所管部局を通して、一般社団法人さっぽろ産業振興財団に助言及び支援を求めること。

札幌市こどもの劇場管理運営業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧

- 項目欄の記号は、「第4業務の内容と要求水準」の各項目に対応している。
- 業務の全体に関する報告書類については、仕様書「第4-1-(10)-1」によること。
- 「概要等」欄の記載事項は、各記録・報告事項に含まれる必要のある内容を示す。指定管理者がその他の内容を含んでも差し支えない。
- 区分欄の「届出」は届出の必要があるもの、「報告」は毎月、毎年の業務終了後に報告・提出するもの、「記録」については、適宜記録し、札幌市が求める場合には閲覧できるよう、保管・整備されている必要があるものを示す。なお、届出、報告の時期等については備考欄を参照すること。
- 記録の作成については、業務実施方法と併せて合理化・集約等しても差し支えない。ただし、概要欄に記載する内容は必ず記録されること。
- これらのほか、業務内容に応じて関係条例等に基づく届出が必要な場合があるので留意すること。
- なお、届出、報告された文書等については、札幌市情報公開条例に従い公開されることがある。

項目	事項	概要等	区分			備考			
			届出	報告	記録				
1 総括管理業務									
(1) 管理運営業務の基本方針									
	基本方針	—	<input type="radio"/>			変更した場合変更後 2週間以内に届出			
(2) 平等利用の確保									
	平等利用確保の方針		<input type="radio"/>			変更した場合変更後 2週間以内に届出			
	平等利用確保に向けた取組項目の実施記録	各取組項目の実施状況			<input type="radio"/>				
(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進									
ク	省エネルギーに係る業務計画		<input type="radio"/>			業務開始時に提出 変更した場合、速やかに届出のこと。			
	エネルギー等使用実績集計・管理票	札幌市環境マネジメントシステム 様式2		<input type="radio"/>		毎年5月31日までに報告			
	温室効果ガス集計表	札幌市環境マネジメントシステム 様式4		<input type="radio"/>		毎年5月31日までに報告			
(4) 管理運営組織の確立									
ア	統括責任者	—	<input type="radio"/>			業務開始時			
	組織図	業務分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統、その他が一覧できるもの	<input type="radio"/>			変更した場合変更後 2週間以内に届出			
イ	職員採用・配置計画	組織に応じた職員の採用、配置計画	<input type="radio"/>			採用方法、採用時期、職種、必要な資格等について区分 変更した場合変更後 2週間以内に届出			

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
イ	勤務記録	職員毎の勤務日、勤務時間、休暇日、その他職員の勤務状況の記録			○	職員の所属部署毎に記録
	勤務記録一覧	職員毎の勤務日数、休暇取得数の一覧			○	月毎、部署毎に集計して作成
ウ	研修計画		○			
	研修等の実施履歴	研修の実施日、内容、参加人数、講師等、その他必要な事項			○	
エ	労働関係法令に関する届出状況	法令上必要な届出の一覧とこれが完了した(又は既に完了している)旨の報告		○		業務開始時及びその後に届出を行った場合に文書により報告
(5) 管理水準の維持向上に向けた取組						
	業務の見直し履歴	業務の見直し方法に基づき行った見直しの経過、結果			○	
(6) 第三者に対する委託業務等の管理						
ア	第三者に対する委託業務一覧表	第三者に対する委託業務の業務名、発注日、契約日、受託事業者名、契約額、見積書を徴収した事業者名と各見積額、履行完了日、指定管理者側の担当責任者、その他特記事項等		○		毎年度終了後に報告
イ	第三者に対する委託業務履歴	第三者に対する委託業務の指揮命令系統、指定管理者が行った指導、指示、検査、確認等の日時、内容、受託者から提出された報告、その他の管理監督の履歴			○	見積書、契約書、その他第三者に対する委託業務契約に関連する文書と併せて整備・保存すること。
ウ	協定に関連する契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係者であると判明した場合の対応等	協定に関連する契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係者であると判明した場合の対応等		○	○	直ちに札幌市に報告し、その指示に従って、必要な措置を講じる。 また、その対応記録を作成すること。
(7) 札幌市及び関係機関との連絡調整						
ア	協議会の記録	協議会の結果概要(日時、場所、議題、参加者、協議結果、その他)		○		報告後4週間施設において掲示すること。
イ	関係機関一覧表	関係機関の一覧	○			少なくとも毎年度一回見直し、変更の場合速やかに届出すること。
	関係機関との連絡調整記録	連絡調整の相手、日時、概要等			○	事業日誌に記載

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
(8) 財務						
ア	予算実行計画書	札幌市に提出した収支計画及び事業計画に対応する月毎かつ事業毎の経費の支出予定	○			毎年度の管理運営業務開始まで
	資金計画書	札幌市からの指定管理費、利用料金収入、その他本業務に充当する資金の月毎の調達計画を記載	○			毎年度の管理運営業務開始まで(予算実行計画書と対応させること)
	資金管理の点検記録	指定管理者の定める方法に従い記録			○	監査報告等によることも可
イ	現金取扱規定	—	○			
(9) 苦情対応						
	苦情への対応手続		○			策定、変更した場合 2週間以内に届出
	苦情記録	受付日時、申立者の氏名及び連絡先(可能な場合)、申立の方法、受付者及び所属部署、苦情等の対象部署、苦情の内容、対応の経緯と結果、苦情等の内容に応じた分類、分析		○	○	分類は、指定管理者において適宜設定して差し支えない
(10) 記録・モニタリング・報告・評価						
イ	・業務、財務のセルフチェック ・改善計画書の提出	・業務及び財務のセルフチェックの実施とその記録作成及び結果報告。 ・セルフチェックの結果、改善が必要な項目について、改善計画書を提出。	○	○	○	改善計画書を提出した項目については、一定期間後に再度セルフチェックを行いその結果についても報告すること。
2 施設・設備等の維持管理に関する業務						
(2) 施設、設備等の維持に関する管理						
ア	清掃日報	・定期清掃:毎日の業務における清掃の従事者、清掃実施時間及び回数、特記事項 ・対応清掃:施設利用者等からの連絡又は要求の受付者(部署)、日時、要求の場所及び内容等、対応時間及び結果 ・廃棄物収集処理:作業の概要等			○	第三者に対する委託により実施した場合、受託者作成の報告に加え、必要な事項を記録(第三者に対する委託業務履歴と併せて保管)することも可 産業廃棄物を処理する場合、関係法令に基づき、必要な記録が行われるとともに作成された帳票が保存されること
	計画清掃の計画		○			
	計画清掃記録	計画清掃を実施した日時、作業内容、作業への従事者、作業の結果に関する特記事項等			○	第三者に対する委託により実施した場合、受託者作成の報告に加え、必要な事項を記録(第三者に対する委託業務履歴と併せて保管)することも可

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
イ	警備計画		○			
	警備日報	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の業務における従事者、業務概要 ・毎日の事故、秩序を乱す行為等への対応状況(施設利用者等からの連絡又は要求があった場合はその受付者、対応の日時、場所、内容等、対応に要した時間) ・毎日の開館及び閉館時間、閉館及び施錠時間、施錠時間帯における出入記録、その他開館、閉館に関する特記事項 		○	同上	
ウ	保守点検業務記録	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検設備等、実施者(受託者等)、実施日時、実施内容、実施結果(部品交換の内容も含む)、各保守点検業務に要した費用 	○	○		第三者に対する委託により実施した場合、受託者作成の報告に加え、必要な事項を記録(第三者に対する委託業務履歴と併せて保管)することも可
エ	破損、故障等の概略	<ul style="list-style-type: none"> ・破損、故障等の連絡又は発見の日時、連絡(発見)者の氏名 ・実際の状況を確認した日時 ・破損、故障等の概略 	○			報告は遅滞なく行うこと。
	修繕業務実施記録	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕の実施日、実施者(第三者へ委託した場合は受託者名)及び実施内容、経費 ・使用した設計図、完成図等 ・原因その他特記事項 ※貸与する施設の図面に該当する部分がある場合にはこれらの図面に反映させること 		○		第三者に対する委託により実施した場合、受託者作成の報告に加え、必要な事項を記録(第三者に対する委託業務履歴と併せて保管)することも可 使用した設計図、完成図等について札幌市に提出
	業務情報インポートシート	様式	○			建築部所定の様式のもの
オ	備品の不具合への対応記録	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合の連絡又は発見の日時、連絡(発見)者の氏名 ・実際の状況を確認した日時 ・不具合等の概略と対応の結果 		○		
	備品点検の記録	点検者、点検日時、点検対象、点検結果(備品の有無、対応)	○	○		
カ	駐車場管理日報	時間別駐車場利用台数			○	第三者に対する委託により実施した場合、受託者作成の報告に加え、必要な事項を記録(第三者に対する委託業務履歴と併せて保管)することも可

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
カ	駐車場管理月報	日報の月別集約結果		○		
キ	外構緑地管理日報	作業日時、作業者、作業の概要、その他特記事項		○		同上
(3) 防災業務						
	防災計画		○			
	防災訓練及び職員への研修結果	訓練及び研修の実施日時、概要、参加者数及び参加者の概略		○	○	毎年度の報告に含めて報告
3 事業の計画及び実施に関する業務						
(1) 児童文化の普及及び子どもの健全育成のための公演・展示会・講座等の開催に関する業務						
	公演・展示会・講座等の実施記録	公演・展示会・講座の実施日時、場所、講師、内容、参加者数及び参加者の概略等		○	○	
(2) 子どもに関わる舞台活動に関する情報の収集及び提供に関する業務						
	情報収集等の計画		○			
	情報収集等の結果一覧	・情報収集等の計画に基づき収集した情報、提供の結果概略			○	
(3) 劇団育成支援に関する業務						
	団体等に対する情報提供の記録	・提供の内容、提供先等			○	
	交流機会の記録	・交流した団体、交流の概要	○	○		
	自主的交流事業の概要	・事業の日時、場所、参加団体及び人数、その他	○	○		
	ボランティア登録状況	・月別登録人数、ボランティアの属性等	○	○		
(4) 人形劇等及び児童劇の制作に必要な知識及び技術の習得等に関する指導・助言・相談業務						
	相談記録	・日時、相談者属性等、相談内容、対応の結果、対応した相談員その他必要な項目			○	
4 施設の利用等に関する業務						
(1) 受付カウンター業務						
	受付記録	・日時、対応者、対応件数(時間帯毎、要件分類毎)			○	分類は、指定管理者において適宜設定して差し支えない
(2) 使用承認等に関する事項						
エ	施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講じる場合の報告、記録	・同左		○	○	直ちに札幌市に報告し、その指示に従って必要な措置を講じる。また、その対応記録を作成すること。

1 日常清掃の要求水準

(1) 定期清掃

次の日常清掃作業内容（共通・地階・1階）に基づき、札幌市こどもの劇場の開館日に定期的に清掃を行い、表1の状態が維持されること。

【日常清掃作業内容（共通）】

作業内容	備考(作業回数)
(1) 床面のほうき・化学処理モップ等による掃き掃除	2／日午前午後
(2) 床の汚れが激しいときは、水又は適性洗剤で拭き取る	随 時
(3) 机上の拭き上げ	1／日午前
(4) 屑入れの内容物の処理及び洗浄	2／日午前午後
(5) 書棚・ロッカー・陳列ケース・テレビ等立体物のほこり取り及び拭き上げ	1／日午前
(6) ガラスが汚れているときの拭き上げ（窓枠・間仕切等を含む）	随 時
(7) 金属部分の汚れを除き磨き上げ	随 時
(8) 空調吹出口の清掃をする	随 時

【日常清掃作業内容（地階）】

作業箇所	作業内容	備考(作業回数)
美術工作室	(1) 流し台・ガス台の拭き上げとその周辺の清掃 (2) 工作器具のほこり取り及び拭き上げ (3) 使用前後の机・椅子の整理整頓	1／日午前 1／日午前 隨 時
研修室	(1) ホワイトボードの拭き上げ (2) 鏡磨き (3) 使用前後の机・椅子の整理整頓	1／日午前午後 1／日午前
会議室	(1) ホワイトボードの拭き上げ (2) 床面（カーペット）の清掃 (3) 使用前後の机・椅子の整理整頓	1／日午前午後 1／日午前 1／日午前
ホール廊下・階段	(1) 階段・手摺等の清掃	1／日

【日常清掃作業内容（1階）】

作業箇所	作業内容	備考(作業回数)
エントランスホール、ロビー（玄関・風除室を含む）	(1) 泥落しの清掃 (2) 玄関ドア・ガラスの拭き上げ (3) 金属部分の汚れを取り磨き上げる (4) 床マット等の清掃する	随時 1／日午前 随時 随時
事務室 図書資料室 企画展示室	(1) 図書、展示物及び置物等(壁面、棚、ロッカー類等も含む)のチリ払い (2) 机(カウンター等を含む)・椅子の水拭き又は乾布で拭く (3) 使用前後の机・椅子の整理整頓	1／日午前 1／日午前 随時
客席	(1) 公演等使用後の清掃	随時
樂屋	(1) 化粧台の清掃 (2) ドア又はガラス(鏡等を含む)は随時拭き上げ清潔にする (3) 使用前後の机、椅子等の整理整頓 (4) 使用前後のロッカー・下足入内の清掃	1／日午前 1／日午前 1／日午前 1／日午前 1／日午前
シャワー室	(1) 床面の清掃(常に洗剤をもって洗い、汚染臭気のないようにする) (2) 脱衣場の壁面、棚等の清掃	1／日午前午後 1／日午前午後
全館トイレ	(1) 床面を掃き、水拭きをする (2) 衛生陶器類(便器等)の清掃 (常に適性洗剤をもって洗い、汚染臭気のないようにする) (3) 洗面台を清掃し、鏡を拭き上げる (4) ドア・間仕切の拭き清掃 (5) 汚物を排出処理する (6) 衛生消耗品(石鹼水、トイレットペーパー等)の補給	1／日午前午後 1／日午前午後 1／日午前午後 1／日午前午後 1／日午前午後 1／日午前午後 随時
給湯室	(1) ファン周辺の壁のチリ払い (2) 流し台とその周辺の清掃 (3) 茶がら等を処理し容器を洗浄する	1／日 随時 随時
廊下等	(1) 階段・手摺等の清掃	1／日
駐車場及び 建物周辺	(1) 掃き掃除をする (2) 見回り清掃 (3) 通路及び非常口の軽易な除雪をする	1／週 随時 随時
調整室 舞台 機械室 電気室	日常清掃は行わない（舞台に設置されている屑入れの内容物の処理及び洗浄を除く）	

(2) 対応清掃

ア 札幌市こどもの劇場の開館時間中、利用者その他からの連絡等に応じて、清掃を行うこと。

イ 業務の水準は、表1とする。

(3) 共通

ア トイレ等の清掃時には、消耗品の交換を行うこと。

イ 揮発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しないこと。

表1

要素	要求水準	備考（場所等）
床	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ、埃、綿ゴミ、紙くず、ガム等が無く、水やその他の液体がこぼれていない状態であること。 ・埃取りマットに、こびりついた埃、土、シミ等が無いこと。 ・備品等の移動に伴うキズ等がないこと。 (カーペット素材等) ・シミ、汚れ跡がないこと。 ・カーペットは縮み、色落ちが無く、均等な見栄えであること。 ・研磨剤、その他のものが、通路や各室内、それぞれの端や隅に残されていない状態を保つこと。 ・研磨機による傷が付いておらず、全体が同質の光沢であること。 	館内全館
壁、天井	<ul style="list-style-type: none"> ・埃、チリ、糸くず、落書き、クモの巣などが無い状態であること。 ・ポスターの貼り付け、備品や機材の設置等による跡がついていないこと。 	館内全館
窓、ドア	<ul style="list-style-type: none"> ・外部、内部のガラスの表面に拭き取り後の縞、汚れなどがない状態であること。 ・ドア枠や、レール等がきれいで、ゴミが無く、チリ、砂、テープの跡やシミなどが無い状態であること。 	館内全館
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・各室、通路は、片付いていること。また、非常口、非常ドアの利用が妨げられていないこと。 ・不快な臭いがしないこと。 	館内全館

2 計画清掃の要求水準

- ア 毎月1回、休館日又は開館日の午前中に、表2に示す内容に従い清掃計画を立て、当該計画に基づいた清掃を行うこと。
- イ 挥発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しないこと。
- ウ 清掃計画については、事前に本市の承認を得ること。

表2

要素	内容・水準	頻度	備考
床面	(1) 床面は適性洗剤を用いポリッシャーで汚れを落し、ワックスを3回以上重ね塗布し研磨機で磨く（ノーワックス床を含まない）	2／年	ワックス塗布の年2回のうち1回は、ワックスはく離の後に行うこと
窓ガラス 窓枠サッシ	(1) 間仕切、ガラス等を適性洗剤にて清掃する	2／年	
カーペット	(1) カーペットは適性洗剤を用い汚れを落す	3／年	
ドア	(1) 各室ドアの汚れを石鹼水で拭き、取っ手を磨く	1／月	
天井・壁・柱	(1) 高所のホコリ取り、汚れ落し	1／月	
屋上・駐車場 及び建物周辺	(1) 側溝内の沈殿物を除去し、処理する (2) ドレンの清掃 (3) 屋上・駐車場・前庭の大掃除	2／年 2／年 2／年	
シャワー室	(1) 床面、壁面を適性洗剤にて汚れを完全に除去する (2) 換気口、間仕切等を適性洗剤で清掃する	2／年 2／年	
調整室	(1) 床面清掃を行う	1／月	
舞台	(1) 床面のはき掃除を行う	1／月	
機械室	(1) ほうき・モップで床のほこりを除去する (2) 床を適性洗剤で洗浄する	2／年 2／年	
照明器具	(1) 適性洗剤で汚れを除去する (舞台、客席は含まない)	2／年	L E D 照明
その他	(1) 利用者用ロッカー、下足入の内外面を適性洗剤で清掃する	2／年	

3 廃棄物収集処理の要求水準

- ア 札幌市こどもの劇場の廃棄物により、施設の利用環境、近隣住民の生活環境が悪化

しないこと。

イ 表3に示す内容に従い廃棄物を収集、保管・管理、処理すること。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例及び同条例施行規則、その他の関係法令を遵守すること。

表3

要素	水準	備考
○事業系一般 廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・紙くず、ビン、缶、ペットボトル、生ゴミ等の事業系一般廃棄物は、分別・収集し、所定のごみ集積場に運搬・集積し、札幌市指定の方法により処理すること。・収集したゴミを集積場所に保管する際には、分別整理、整頓がされていること。・集積場所は、ゴミの散乱、悪臭の発生、ねずみや病害虫の発生が無いこと。	個人情報の保護に関する 法律第66条第1項

警備業務の標準

1 施設内の秩序維持

- (1) 館内の巡視により以下の対応等を行うこと。
 - ア 不審者の侵入、利用者への迷惑行為その他の不審な行動、不審物の放置など、札幌市こどもの劇場の秩序をみだす行為等を未然に防止すること。また、当該行為等があった場合には適切な対応を行うこと。
 - イ 放置物の除去等により避難誘導動線を確保すること。
 - ウ 各室の施錠を確認すること。
 - エ 節電の観点から不要な電灯は消灯すること。
 - オ 火器を使用する箇所の火の元及び器具のスイッチ等を確認し、消し忘れを防止すること。
- (2) 急病、事故、災害発生時、トイレ非常呼出、防災・防炎扉の非常作動など各種警報装置の作動があった場合に、適切な対応をすること。
- (3) (1)、(2)に関して、利用者、職員その他からの通報があった場合には、速やかに現場に急行すること。
- (4) 閉館時間中は、機械警備により適切に対応すること。

2 開館、閉館及び出入りの管理

- (1) 表1に示すとおり出入口が開錠、施錠され、これらについて確認が行われていること。
- (2) 開館及び開錠時間、閉館及び施錠時間について、利用者に必要な案内が行われていること。
- (3) 表1の開錠、施錠時間については、札幌市との協議のもと、利用者の利便性には特に配慮した対応をすること。また、事業等の必要性に応じて、利用者及び職員の出入館が確保されること。施錠時間帯の入出館者、時間、その他について記録されること。
- (4) 鍵は複製しないこと。また、鍵の紛失が防止される管理方法が明確化され、徹底されること。

表1

場所	開錠時間	施錠時間	備考
正面玄関	午前8時 45分	午後10時 00分	1 日曜日は午後5時00分に施錠する。 2 休館日は終日、施錠する。
通用口			

保守点検業務の標準

1 業務の項目

保守点検業務においては、施設等の内容に応じて、以下の点検等を行うこと。

(1) 日常点検

- ア 外観等の目視点検
- イ 作動状況の点検
- ウ 安全性の確認ほか

(2) 定期点検

- ア 法令上の点検、検査、調整及び分解整備
- イ 自主的な専門事業者による点検、検査、調整及び分解整備

(3) 小規模な修理

- ア 消耗品および消耗部品の交換
- イ 軽微な機器の調整
- ウ 補修ほか

2 業務の標準

次に記載する内容を標準とすること。

(1) 自動扉保守点検業務

ア 業務対象物件

設備の種類	自動ドア（両引分）2台
エンジン機種	S O V - 1 5 0 K L T M
コントロールボックス	Y C B - 6 T U
起動装置	熱線スイッチ 光線スイッチ

イ 点検保守項目

- (ア) 定期点検、整備、調整
- (イ) エンジンオーバーホール
- (ウ) 扇回りの建付け調整、注油、その他エンジン関係に必要な保守

ウ 実施時期

年3回（7月、11月、3月）のほか、緊急の場合

(2) 空調衛生設備保守点検業務

ア 業務内容

空調衛生設備及び関連設備の正常な作動を維持するため、次の定期点検を実施する。

- (ア) 冷温水ユニット関係
 - a 暖冷切替保守
 - b 冷暖切替保守
 - c 中間点検（冷房、暖房稼動中各1回）

- d チューブ洗浄
- e クーリングタワー保守（1台 年2回保守点検）
- f ポンプ保守（4台 年2回保守点検）

(イ) 給水設備関係

- a 受水槽洗浄（年1回保守点検）
- b 給水加圧ポンプ保守（年2回保守点検）
- c 水質検査（12項目）

(ウ) 空調機器関係

- a 空調機（年2回保守点検）
- b レタンファン保守（年2回保守点検）
- c フィルター保守（1台 年1回保守点検）

イ 点検時期

- (ア) 暖冷房切替時 年2回（5月、10月）、暖冷房中間期 年2回（7月、1月）、
- (イ) 年2回（8月、2月）
- (ウ) 年2回（7月、1月）

(3) オーバースライダードア保守点検業務

ア 業務内容

オーバースライダードアの正常な作動を維持するため、フルメンテナンスによる定期点検を実施する。定期点検項目は表1のとおり

イ 点検時期

- (ア) 年3回（7月、11月、3月）
- (イ) その他緊急時

表1
定期点検項目

セクション・レール	1	セクション・補強材	
	2	セクションの片寄り、片下がり	
	3	明かり窓	
	4	ヒンジ類	
	5	ローラー	
	6	ウェザーストリップ	
	7	サイドシール	
	8	ガイドレール	
	9	ストッパー	
上廻り	10	ブラケット	
	11	シャフト	
	12	ペアリング	
	13	スプリング	
	14	ワインディング・アンカープラグ	
	15	カップリング	
	16	ワイヤドラム	
	17	ワイヤーロープ	
	18	電動開閉機	
	19	制御盤	
	20	スプロケット	
	21	ローラーチェーン	
作動状態・その他	電動式	22	押しボタンによる操作
		23	リミットスイッチ停止位置
		24	障害物検知装置の機能
		25	開閉中の異常音
		26	降下位置障がい
		27	警告・注意及び操作説明のラベル表示

(4) 消防用設備等保守点検業務

ア 業務内容

消防用設備及び関連設備の正常な作動を維持するため、関係法令に基づき次の定期点検を行う。

- (ア) 消防用設備等の破損、変形の有無、その他主として外観に関する事項の点検
- (イ) 消防用設備等の作動試験、性能試験、その他主として機能に関する事項の点検
- (ウ) 総合点検

※ 定期点検項目は表2のとおり

イ 点検時期

- (ア) 年2回（4月、10月）
4月は外観、機能点検。10月は総合、外観、機能点検。
- (イ) その他緊急時

表2

定期点検項目

項目	内容	数量
消火器	粉末 強化液 二酸化炭素	16本 4本 1本
屋内消火栓	(附属設備点検1式)	(加圧ポンプ式) 4基
自動火災報知設備	(附属設備点検1式) 1 受信機 2 発信機 3 感知器 差動式感知器 定温式感知器 光電式感知器 4 地区音響装置(ベル)	(1式) G P型1級 4個 14個 21個 40個 5個

(5) 舞台吊物及び照明設備点検業務

ア 業務内容

舞台吊物及び照明設備の正常な作動を維持するとともに上演中の事故等の防止のため次の定期保守点検を行う。

- (ア) 舞台吊物設備
 - a 動作試験
 - b ワイヤーロープ関係点検—損傷・モツレ点検・外傷・クリップ
 - c 電動機配線関係—各端子ネジ増し締め・絶縁試験
 - d 各滑車類、取付け金具点検—ボルト、ナット締めつけ点検・増し締め
 - e ウエートホルダー関係—ウェート固定状態点検・ウェートバランス点検
 - f 引綱ロープ関係—張り調整クリップ点検
 - g 吊物バトン関係—曲がり・損傷点検
 - h 電動吊物関係—各モーター類・ギヤー・ブレーキ・ドラム点検
 - i スクリーン関係—フレーム・組込ボルト点検
- (イ) 舞台照明設備
 - a 調光設備主幹盤に関する一切の調整点検絶縁テスト補修及び清掃

- b 舞台調光機器等に関する調整点検補修絶縁テスト及び清掃
- c 調光操作配電盤等に関する接触ヒューズ配線プラグ及びレセッップ等の調整点検補修絶縁テスト及び清掃
- d 客席調光機器等に関する調整点検補修絶縁テスト及び清掃
- e シーリングライト、フットライト、スポットライト等器具の調整点検補修絶縁テスト及び清掃
- f 各調光機器関係のコンセント回路、ソケット等の点検補修絶縁テスト及び清掃

イ 点検時期

- (ア) 年2回（7月、1月）
- (イ) その他緊急時

(6) 舞台音響設備点検業務

ア 業務内容

舞台音響設備の正常な作動を維持し最良の舞台効果を得るため、①主調整卓・電力増幅機、②周辺機器、③スピーカー、④各種接続盤、接続ケーブルの保守点検のほか、システムの総合点検及び調整を行う。

イ 点検時期

- (ア) 年2回（7月、1月）
- (イ) その他緊急時

ウ 点検項目

(ア) 音響調整卓

- 総合動作の確認
- 周波数特性
- 信号対雑音比
- レベルの測定
- 歪率

(イ) 電力増幅器

- 総合動作の確認
- 周波数特性
- 信号対雑音比
- レベルの測定
- 歪率

(ウ) 周辺機器（CDプレーヤー、MDプレーヤー、その他機器類）

- 総合動作の確認
- 機器清掃

(エ) ワイヤレス装置

- 各動作確認

(オ) 各マイクライン、スピーカーライン

- ライン動作チェック
- 雑音チェック

(カ) 各スピーカー

- 動作テスト
- 周波数特性測定

(キ) インターカム

- 総合動作の確認

- (ク) テレビカメラシステム
動作テスト
楽屋系各テレビ調整

(7) **除雪作業**

- ア 除雪条件
 - (ア) おおむね 10cm 以上の積雪があった場合
 - (イ) その他必要と認めるとき
- イ 除雪箇所
 - 施設の正面アプローチ等利用者の通路、搬入口及び駐車スペースその他必要箇所
- ウ その他
 - 適宜排雪を行うこと。

(8) **その他電気設備（自家用電気工作物）保守義務**

関係法令に基づき、自家用電気工作物の保守管理を行う。

(9) **建築基準法第 12 条に基づく点検**

- ア 業務内容
 - (ア) 建築構造等の点検
 - (イ) 建築設備の点検
 - ※外装材の全面的打診は除く
- イ 点検時期
 - (ア) 3年に1回
 - (イ) 1年に1回